

平成27年

松 前 町 議 会

第 5 回 臨 時 会 会 議 録

平成27年 7月14日 開会

平成27年 7月14日 閉会

松 前 町 議 会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 伊 藤 幸 司

目 次

○提出案件及び議決結果一覧表	1 頁
----------------------	-----

平成 27 年 7 月 14 日(火曜日) 第 1 号

○議事日程	3 頁
○会議に付した事件	3 頁
○出席議員	3 頁
○欠席議員	3 頁
○出席説明員等	3 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員	4 頁
○議長あいさつ	5 頁
○開会宣言・開議宣言	5 頁
○諸般の報告・議事日程	5 頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	5 頁
○日程第 2 議会運営委員会報告	5 頁
○日程第 3 会期の決定	5 頁
○日程第 4 議案第 57 号 財産の取得について(提案説明・質疑・討論・採決)	6 頁
○安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書案の動議(提案説明・採決)	7 頁
○安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書を緊急を有する事件と認定する件 について(提案説明・質疑・討論・起立採決)	8 頁
○日程第 5 意見書案第 5 号 安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書(提 案説明・質疑・討論・起立採決)	9 頁
○閉会宣告	12 頁

提出案件及び議決結果一覧表

1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
57	財産の取得について	27. 7. 14	原案可決

2. 議員提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
	安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書案の動議	27. 7. 14	可 決
	安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書を緊急を有する事件と認定する件について	同 上	同 上
意見書案 5	安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書	同 上	原案可決

平成27年 7月14日（火曜日）第1号

平成 27 年

松前町議会第 5 回臨時会

平成 27 年 7 月 14 日 (火曜日) 第 1 号

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議会運営委員会報告
日程第 4 議案第 57 号 財産の取得について
安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書案の動議
安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書を緊急を有する事件と認定する件について
日程第 5 意見書案第 5 号 安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書
-

◎会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議会運営委員会報告
日程第 4 議案第 57 号 財産の取得について
安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書案の動議
安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書を緊急を有する事件と認定する件について
日程第 5 意見書案第 5 号 安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書
-

◎出席議員 (12 名)

議長	12 番	伊藤幸司君	副議長	11 番	西村健一君
	1 番	飯田幸仁君		2 番	沼山雄平君
	3 番	福原英夫君		4 番	近江武君
	5 番	工藤松子君		6 番	堺繁光君
	7 番	油野篤君		8 番	西川敏郎君
	9 番	梶谷康介君		10 番	斉藤勝君

◎欠席議員 (0 名)

◎出席説明員等

町長	石山英雄君	副町長	若佐智弘君
総務課長	野村誠君	政策財政課長	佐藤久君
会計管理者兼出納室長	小川佳紀君	教育長	宮島武司君
学校教育課長兼学校給食センター所長		監査委員	藤崎秀人君
	阿部猛君	監査室長	近江谷邦彦君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 川村敏之君
主査 齋藤明君

次

長尾坂一範君

◎議長あいさつ

○議長(伊藤幸司君) おはようございます。

一言、ご挨拶申し上げます。

本日、平成27年松前町議会第5回臨時会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼申し上げます。

◎開会宣告・開議宣告

○議長(伊藤幸司君) ただ今から平成27年松前町議会第5回臨時会を開会致します。直ちに会議を開きます。

◎諸般の報告・議事日程

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布の通りであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、1番飯田幸仁君、2番沼山雄平君、以上2名を指名致します。

◎議会運営委員会報告

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、堺繁光君。

○議会運営委員会委員長(堺繁光君) 先程開催されました議会運営委員会において、本臨時会の会期は本日1日限りと致しました。議事日程については、お手元に配布のとおり進めることに決定致しました。以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

◎会期の決定

○議長(伊藤幸司君) 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日限りと致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

◎議案第57号 財産の取得について

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、議案第57号、財産の取得についてを議題と致します。
提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(野村誠君) それでは、ただ今議題となりました議案第57号、財産の取得について、その内容をご説明申し上げます。

本議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を致そうとするものです。議決をいたごうとする物件は、去る7月10日に指名競争入札を執行致しました。取得致そうとする財産ですが、学校給食センター調理用備品で、数量は1式でございます。取得価格は716万400円、取得の相手方は松前町字松城13番地、有限会社ヤマイチ川原、代表取締役西山清美でございます。

この度の指名業者につきましては、添付してございます参考資料によります4社でございます。

以上が議案第57号でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

3番。

○3番(福原英夫君) 少し関連性もありますので、質問させていただきます。

当初のこの平成27年度の一般会計分では、参考資料として出していたのが940万ほどの見積もりって言うんでしょうか、予定で組んでいたと、が、700万ラインで、何かちょっと見積もりが甘いかなあと、当初のね。そのことをちょっと一言だけ釘を刺しておきたいなと思ってました。

それで、この規模っていうのは、今生徒数が小中合わせて400、381人でございますよね。

○議長(伊藤幸司君) すみません、福原議員。

○3番(福原英夫君) 聞こえますか。

○議長(伊藤幸司君) 今日の議題はですね、もっぱら契約についての審議でございますので。

○3番(福原英夫君) 関連質問は駄目でございますか、関連質問。

○議長(伊藤幸司君) それは、認められません。議題に沿った。

○3番(福原英夫君) それじゃあ、ちょっと方向変えます。

それで、この見積もりが当初は、27年度の当初で資料として900万ちょっとの当初予算で計上してたはずなんですけど、今回この700万ラインの見積もりになった経過経緯をちょっと教えてください。

○議長(伊藤幸司君) 総務課長、学校教育課長。

○学校給食センター所長(阿部猛君) 今回の入札に係る予算金額でございますか、この他に事務用品、150万ほど別個に購入したいということで、これを除いた金額で700万を超えた金額を今回入札って形で計上したところでございます。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 3番。

○3番(福原英夫君) そうすると、この他に事務用品が一般として計上されているということですよね。

それで、どうしてもあの、なかなか一般質問、または予算、決算でなかなか質問できな

かったものですから、せつかく運用が開始になりますのでね、そんなような関連でやはりあの契約ということでも十分理解してたわけでございますけれども、その中でやはり聞いたかったことが1、2点あったものですから、それで議長に質問をお願いしたわけでございます。それで、もし許していただけるのであれば、当初から言っていたことを二つだけ質問を許可いただければな。それで駄目であれば、まずは質問します、それで駄目であれば議長、止めてください。そういうことで質問させてください。

それで、当初、うちの給食センターっていうのは完全委託を目指していたんでないかなあと思ったんですよ。それで、今、委託はしました、事務管理は教育委員会でというふうな考え方、僕の聞き漏らしであれば、間違いであれば訂正しますけれども、そのような構想があったんでないかなあ、委託を。

○議長(伊藤幸司君) 福原議員、全く議題外ですので、注意をさせていただきます。

○3番(福原英夫君) そうですか、それじゃあ、もう一つだけ。

前も質問しましたが、この施設が大きいものですから、他目的運用を考えていないのかなあということでの質問したことございますけれども、どうでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) それも全く議題外で、もっぱら契約に関する審議で、議員、先程来注意しておりますので、これ以上続けられますとですね、発言を禁止させていただくこととなりますけど、よろしいですか。

○3番(福原英夫君) わかりました。そのことだけは頭に入れていただいて、今後の運営をしてください。それじゃあ、私の質問は取り下げます。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第57号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

○5番(工藤松子君) 議長、5番、緊急動議です。

○議長(伊藤幸司君) 緊急動議、暫時休憩します。

(休憩 午前10時08分)

(再開 午前10時33分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

◎安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書案の動議

○議長(伊藤幸司君) 5番、工藤松子君。

○5番(工藤松子君) 昨今の国会でのやりとりをテレビで見えておりますところ、なかなか安保、安全保障関連法案の審議については、まだまだ問題が残っていると感じております。

道新の10日の発表なんかを見ておりましたところ、松前町で意見書が出されているっていうふうには載っていなかったもんですから、町民の方々からぎりぎり金曜日の夜になって電話入りました。それから、土曜日にも松前町はいったいどうなってんだというふうに質問がありました。それで、ぜひとも今回の臨時議会に意見書を挙げていかなければ、もうチャンスがないっていうふうに感じました。それで、本当はずっとこう時間をかけて手順を追って出すべきものではありませんけども、緊急を要するものと認識しております。ぜひとも、意見書を挙げさせていただきたいと思い、動議として緊急に発言致しました。

○議長(伊藤幸司君) 工藤議員、発言中でございますけども、意見書のですね、意見書の正確な文面というより題名、今、私、安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書とご紹介しましたけれども、正しい文章の頭出しって言いますか、それをしっかり、私の発言が終わってからお願いします。

もう一度、発言をいただきたいと思います。

5番。

○5番(工藤松子君) 意見書の題名は、「安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書」であります。

○議長(伊藤幸司君) それじゃあ、暫時休憩にします。

(休憩 午前10時36分)

(再開 午前10時36分)

○議長(伊藤幸司君) 再開します。

ただ今、工藤松子君から、安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書の動議が提出されました。動議は一人以上の賛成者が必要です。

お諮り致します。

賛成する方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(伊藤幸司君) この動議は1人以上の賛成者がありますので成立致しました。

◎安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書を緊急を有する事件と認定する件について

○議長(伊藤幸司君) 安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書を緊急を要する事件と認定する件についてを議題と致します。

お諮り致します。

意見書案第5号、安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、日程第5として直ちにこれを議題とすることしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議あり」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 異議がありますので、起立によって採決をします。

本件は緊急を要する事件と認め、直ちにこれを議題とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立多数です。

よって、意見書案第5号、安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、日程第6として直ちにこれを議題とすることを可決されました。

失礼しました、訂正をさせていただきます。日程に追加し、日程第5として直ちにこれを議題とすることを可決されました。

◎意見書案第5号 安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書

○議長(伊藤幸司君) 日程第5、意見書案第5号、安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。5番工藤松子君。

○5番(工藤松子君) 現在、国会で審議中の平和安全性、安全法制、整備法案と国際平和支援法案の2法案は、集団的自衛権の行使や後方支援活動の世界的規模の展開などについて、大きな議論を呼んでいます。その中で6月4日に行われた衆議院議員憲法審査会の参考人質疑において、憲法学者3氏全員が集団的自衛権を可能にすることは、憲法に違反するとの認識を表明しました。法案の審議が煮詰まらないままでの数の論理で決着をつけようとするのであれば疑問が残ります。

戦後70年、日本は世界で唯一の不戦の誓いを基にした現行憲法下、現行憲法の下、戦争に巻き込まれることなく平和外交に徹してきました。国際的にも平和外交を推進する国として深い信頼と共感を得てきました。

安全保障関連法案の国会審議には、解明すべき問題点もたくさんあります。従って、拙速に結論を出したりせず、時間をかけて慎重審議することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年7月17日、すいません、7月14日、松前町議会議長伊藤幸司様、以上です。

○議長(伊藤幸司君) 提出者と賛成者のお名前を。

○5番(工藤松子君) 提出者、松前議会議員工藤松子、賛成者、西川敏郎、飯田幸仁、以上です。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

10番。

○10番(斉藤勝君) 今の緊急動議の提案がありました。この安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書の中で、今、説明の中で法案の審議が煮詰まらないまま、どの辺が煮詰まっていないのか、その辺を教えてください。

更に、戦後70年、こういう表現がありますけども、70年前とアジアの情勢、世界の情勢は相当変わってきております。特に中国が様々な島に埋め立てをして飛行場を建設したりなんかしてますけども、この辺について、どのように受け止めておりますか、ご答弁願います。

○議長(伊藤幸司君) 5番。番号言ってください、番号。

5番。

○5番(工藤松子君) 近年、いろいろな近海での問題が発生しております。それは重々わかっております。ただし、この70年間日本が平和に、そして文化的にもスポーツ的にも活躍してこられたのは、今の憲法が守られ、そして歴代の内閣がそれを世界に示してきた、そのおかげだと私は思っております。今、大きくその部分が変わろうとしております。私

達は地方にあっても、子どもや孫が先々不幸なことに巻き込まれないように声を上げていくべきだと思い、こういうことを提案して、提案しました。

それから、煮詰まっていないうちゅう部分ですが、議論はテレビで毎回報道されるように、こちら側にもあちら側にもそうそうたるメンバーの方々が出て討論をしております。まだまだ国民全体がその内容を把握するまで時間がかかるものと私は思います。それを煮詰まっていないうちゅう言葉で表しました。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 10番。

○10番(斉藤勝君) 今、衆議院で議論されているということは、私も承知をしております。しかし、我々は今提案者も申し上げましたように、テレビ、新聞等でしか中身を知ることができません。現実にはただ今衆議院で議論していることは参議院に送られます。参議院で十分な議論を尽くすということも考えられますので、この点についても見解を求めたいと思います。

○議長(伊藤幸司君) 5番。

○5番(工藤松子君) もちろん、衆議院、それから参議院と回され、そして、言葉ちょっと忘れましたが、65日でしたか、参議院で否決、もしされても、また衆議院に戻ってきて可決される、そういう普通のやり方で日数、それから数で推されていったならば、この法案は成立してしまうものと思います。私もそう思いますが、国民の、一般の人々にはどうもそれは数の論理、ごり押しではないかちゅう懸念が払拭できないと思います。本当に国民が納得して、それではっていうものであればいいんですけども、まだそこには至っていないと私は考えております。

松前町としても、ぜひ、この慎重審議を国に求めていく必要があると思います。地方にあっても、やっぱり声は上げるべき、そういう発想であります。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 10番。

○10番(斉藤勝君) この国会の会期は9月の16ですか、17まであるわけです。ですから、その中でも様々な議論があつて徐々に煮詰まっていくものと、それからの判断でもいいんでないかなと、こういうまあ思いをしております。参議院無用論でないですけども、参議院の先生方にきちんと議論を煮詰めてもらって、それで町が判断していくということは大事なことだと、国民が判断していく、大事なことだと思います。そういうことから言っ、私は緊急動議についての、この発案については問題ありというふうに受け止めておりますけれども、この点についていかがですか。

○議長(伊藤幸司君) 5番。

○5番(工藤松子君) 新聞報道、テレビ報道でも明らかなように、どちらかというとな安倍内閣に対する指示が段々と減ってきております。ひとえにこういう大事な法案を数の理論で推そうとしている、そういう姿勢に向けられたものと思います。我々は、それを黙って見ているちゅうのも成る程一つの方法ではあると思います。しかし、松前町は大勢の海上自衛隊、それとそれにいろいろ係累をお持ちの町民もたくさんおられます、皆さん心配しておられます。そういう観点からも、これは松前町っていう名前を示していかなければいけないものというふうな考え、緊急性があると思つてます。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 工藤議員、答弁漏れございます、参議院について。

○5番(工藤松子君) 参議院でももちろんこれから議論が行われるものと思います。それがいつまで続けられるか、そういうことは私もわかりません。ただ、参議院で行われているものだから、これで国民全部が納得した、了解したという形ではないと思います。もう現に衆議院で行われてるこの問題に対しても、皆、関心が深いです。それ、ですから、今

ここで声を上げるべきと思ってます。以上です。

○議長(伊藤幸司君) 他に質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

10番。

○10番(斉藤勝君) 最後に申し上げましたけれども、参議院で十分な議論できるような時間があるというふうに私は受け止めております。しかも、参議院は自民党、公明党で過半数を抑えておりません。ですから、慎重審議がされるものというふうに思っております。あと2ヶ月の間、じっくり見守るといことが大事だと思いますので、この慎重審議を求める意見書については、反対の立場を表明します。

○議長(伊藤幸司君) 次に、原案に賛成の諸君の発言を許します。

9番。

○9番(梶谷康介君) ただ今、議題になっております件に関しまして、賛成の意を唱えます。

憲法第9条には、戦争の放棄がはっきり謳われております。しかし、現在国民が平和を望んでいるにも係わらず、国会の審議は非常に国民に不安を与える要素が多分にあります。それはなぜかと言うと、戦争できる国へ進んでいくのではないかという不安を国民は抱えているんです。ですから、そういう不安を払拭できるような状態を国会できちんと国民に示してほしいと思うから、慎重審議を今一度お願いしたいというのが本動議の趣旨だと私は考えております。ですから、賛成致します。

○議長(伊藤幸司君) 他に討論ございますか。

3番。

○3番(福原英夫君) 私も賛成する一人でございます。やはり、多数決の原理で、それと憲法のルールでこの法案は可決させるかもしれませんが、やはり、自分達の国がGHQ、マッカーサーが平和憲法を制定してくれたことで70年の平和を保つことができたわけでございます。今後、それはできるか、できないかという大事な節目を迎えております。そんなことを考え、また周辺ではいろんな問題、課題がおきております。特にシリアであり、アラブであり、それと中国の関係、韓国もそうでございますけれども、やはり、そのようなことでも守ることによって人命、また国民が守られていたと。しかし、一旦戦争に加担することによって多くの人命が第二次世界大戦で起こったように、兵隊よりも一般の国民が多くが亡くなったというこの事実は、ぬぐい去ることない現実だと思っております。そんなことから、今回の提案書、準備が不十分だったでしょうけれども、一地方からこののろしを上げることは、私は適切だと思っておりますので、賛成致します。

○議長(伊藤幸司君) 他に討論ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立による採決を行います。

意見書案第5号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤幸司君) 起立多数です。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(伊藤幸司君) 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件は全て議了致しました。これをもって平成27年松前町議会第5回臨時会を閉会致します。

どうもご苦労様でした。

(閉会 午前10時55分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

署名議員 飯 田 幸 仁

署名議員 沼 山 雄 平